

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）</p> <p>5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c 及び d の規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c の(a)から(g)までに掲げる項目及び d に規定する c の(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d 及び e の規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) d の(a)から(g)までに掲げる項目及び e に規定する d の(d)に掲げる項目（以下 5-21-2 において「四半期情報項目」という。）の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第 2 条第 44 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 39 号に規定する遡及適用、<u>四半期連結財務諸表規則第 2 条第 45 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 40 号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第 20 条第 3 項若しくは四半期財務諸表等規則第 15 条第 3 項に規定する暫定的な会計処理の確定</u>を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記）</p> <p>5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66) c 及び d の規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66) c の(a)から(g)までに掲げる項目及び d に規定する c の(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74) d 及び e の規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74) d の(a)から(g)までに掲げる項目及び e に規定する d の(d)に掲げる項目（以下 5-21-2 において「四半期情報項目」という。）の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第 2 条第 44 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 39 号に規定する遡及適用<u>又は四半期連結財務諸表規則第 2 条第 45 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 40 号に規定する修正再表示</u>を行った場合には、その旨を注記しなければならない。</p>